

札幌市職員の懲戒処分等について

下記の事案につきまして、関係職員の懲戒処分等をいたしました。

記

1 事案の概要

環境局円山動物園において、飼育するマレーグマの繁殖のために、同居訓練を行っていた際、オスとの闘争を原因として、メスのマレーグマが死亡するという事案が発生した。

このことに関して、動物の愛護及び管理に関する法律の基準を遵守していない事実があったとして、保健福祉局保健所動物管理センターから同法第 23 条第 1 項の規定に基づく改善勧告を受けるに至った。

上記の事実を引き起こすような組織管理体制の改善を怠っていたことは、法令等に従う義務を規定する地方公務員法第 32 条、信用失墜行為の禁止を定める同法第 33 条の規定に違反する行為である。

2 処 分 日

平成 27 年 9 月 30 日（水）

3 被処分者

- (1) 環境局部長職 男性 50 歳代 減給 1 月
- (2) 環境局課長職 女性 50 歳代 戒告
- (3) 環境局係長職 訓告
- (4) 環境局一般職 2 名 環境局長からの口頭厳重注意

4 管理監督者に対する措置

環境局局長職 男性 60 歳代 文書厳重注意